

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています。ご意見をお寄せください。

日本共産党荒川区議会議員

斉藤 くに子

区政ニュース

メール: arajcp@tcn-catv.ne.jp

http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcpara/ ブログhttp://s-kuniko.jugem.jp/



2018年2月18日No1134号

区役所直通3802-4627

fax3806-9246

注意

オレオレ詐欺が増えています!!

昨年1年間で区内の特殊詐欺被害が55件、

問合せ3802-3111内線494	件数	被害総額	前年比
オレオレ詐欺	40件	11,375万円	+12件 +6,077万円
架空請求詐欺	7件	4,534万円	+0件 +3,189万円
還付金詐欺	8件	808万円	+7件 +708万円
類似詐欺	0件	0万円	-2件 -980万円
合計	55件	16,717万円	+17件 +8,994万円

件数も被害総額も増えています。

オレオレ詐欺40件のうち、39件は受け子が被害者の自宅や直近まで来て現金もしくはキャッシュカードを被害者から直接、手渡しで騙し取っています。



荒川区生活安全課は、オレオレ詐欺の電話が多数入っている地区が判明した時に防災行政無線で注意喚起の放送を行うことになりました。



受け子の特徴

- ・年令20才前後
- ・上下スーツを着用するも着慣れていない感じ
- ・スーツのサイズが合っていない
- ・ズボンの丈があっていない
- ・携帯電話を持ちながら周囲をキョロキョロ見て歩いている

ランドあらかわ遊園です。火曜日は休園です。荒川観光大使〇〇でした』なんて…どうでしょうか？

こちらは荒川生活安全課です。ただいま、この地域にオレオレ詐欺の不審電話がかかっていますのでご注意ください。また付近に詐欺犯人が徘徊している可能性がありますので、不審者を見かけた場合には110番通報をお願いします。



あらかわ遊園地の休園日、また今後の大規模改修時の休園期間のお知らせを、荒川観光大使にお願いして都電アナウンスに入れてもらったらどうでしょうかと提案しています。

『わくわくメルヘン

あらかわ観光大使

城戸真亜子さん・三遊亭好楽さん
井崎脩五郎さん・片岡鶴太郎さん

★法律・生活相談会★

弁護士との定例相談予定は

2月26日(月)

★荒川区荒川7-37-1(コニハス花の木停留所前)

Tel/Fax 3806-5134

★生活相談は随時相談にも応じます。ご連絡ください。また弁護士の相談は必要な場合は日中に弁護士事務所の予約を取りますのでご連絡ください。1月からは第4月曜日にあります。



ご意見ご要望

- 低所得者が多い若い世代のことも考えた政治をしてください。
- 道路のデコボコ、5mm~1cmがつかずきやすい。
- 老老介護で悪戦苦闘。要介護度が今年下げられてしまった。

ひきこもりからの脱出

荒川区でひきこもり支援を行う「荒川たびだちの会」がこれまでの活動を発展させた発足講演会が、ムーブ

町屋で開催されることを、東京新聞ニコミ誌で知り参加してきました。

NPO法人KHJ全国ひきこもり家族連合会本部事務局長の上田理香さんのお話で「動かない」ではなく「動けない」と本人の立場で理解することの大事さを痛感しました。

「自立とは自分一人の力で生きていくことではない。困った時に苦しい時に人に助けを求められること、頼れる相手がいること」

自己責任などが言われ、他人と比較されることが多い社会で、皆が考えなければならないと思いました。

東京都ひきこもり支援窓口一覧

話を聞いてもらいたい(家族会)

- ・NPO法人 家の会リーラ: 03-5944-5730
- ・KHJ 西東京「前」の会: 03-3883-2358
- ・グループコスモス: 03-3728-4488
- ・KHJ 町田家族会: 03-5944-5250

気軽に立ち寄れる「居場所」がほしい
東京都社会福祉協議会
https://www.wakamono-suen.metro.tokyo.jp/

電話やメールで相談したい

- ・東京都ひきこもりサポートネット: 03-5978-2043
- ・東京都若者総合相談/若ナビ: 03-3267-0808

発達障害について相談したい

- ・東京都発達障害者支援センター: 03-3426-2318
- ・一般社団法人発達・精神サポートネットワーク: 03-6233-7522
- ・Necco カフェ: 03-6233-7456
- ・としま若者支援ネットワーク: 080-6539-1304

NPO法人家の会リーラ・家族会連合会東京支部のパンフより 5944-5730

★講演は東京ケーブルネットワークで前半3月19日~25日・後半3月26日~4月1日に16時・19時放映

荒川区議会の本会議質問には、時間制限があります。5月会議で1年間の常任委員会構成等が決定し、通常ですとその後の6月会議~2月会議までの本会議で質問できる時間は、各会派で50分×会派人数分となっています。

その持ち時間の中で、一回25分以上で質問が出来ることになっています。2月議会までに使うことになっていて、次年度に繰り越すことが出来ません。

	自民	公明	共産	民進	元氣	創新	改革	市民
議員数	13 [1議長]	6 [1副議長]	5	2	1	1	1	1
質問時間	650分	300分	250分	100分	50分	50分	50分	50分
6月会議	若林清子(60)	森本達夫(50)	小島和男(50)		斉藤裕子(25)			
9月会議	服部敏夫(60)	吉田詠子(50)	横山幸次(50)	清水啓史(25)		小坂英二(25)	藤澤志光(25)	瀬野喜代(25)
	明戸真弓美(60)	松田智子(50)						※遅刻により失効
11月会議	斉藤泰紀(60)	菊池秀信(50)	斉藤くに子(50)	竹内明浩(25)	斉藤裕子(25)			
	北城貞治(60)							
2月会議	志村博司(60)	坂保正仁(50)	小島和男(50)	清水啓史(25)		小坂英二(25)	藤澤志光(25)	瀬野喜代(25)
	茂木弘(60)	森本達夫(50)	安部キヨ子(50)					
質問残時間	230	0	0	25	0	0	0	0

2月会議の提出議案

提出案件	内容	審議委員会
2018年度一般会計予算	歳入歳出995億円前年度比43億8千万増	予算特別委員会
2018年度国民健康保険特別会計	歳入歳出257億円前年度比43億5千万減	
2018年後期高齢者医療特別会計	歳入歳出49億円前年度比1億増	
2018年度介護保険特別会計	歳入歳出167億円前年度比3億7千万減	
2017年度一般会計第三回補正予算	宮前公園用地取得15億3300万円・密集市街地促進用地取得4億3千万・プレミアム商品券支援の経費翌年繰越250万円	総務企画委員会
外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例	テーマに応じて2会計年度にわたり監査を可能にする	
職員定数条例の一部改正	子ども家庭支援センター体制強化、児童相談所開設に向けた派遣研修等常勤増などで職員定数1590名(28増)	
公益的法人等への荒川区職員の派遣等に関する条例の一部改正	職員派遣で東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会を追加	
職員の給与に関する条例の一部改正	行政職給料表を1〜8級職を1〜6級職に改める。配偶者の扶養手当額の引下げと子どもの扶養手当額の引上げ	
損害賠償請求事件の和解	2トントラックが交差点手前で左折の際に、街路樹の幹に接触し荷台破損。区が損害額の9割相当を賠償。特別区自治体総合賠償責任保険で補填	
旧小台橋小学校解体工事請負契約	契約金額245,941,380円制限付き一般競争入札(13社で6社辞退・最低価格3社同額でくじ引きで定山鋼材が落札・予定価格289,342,800円)	
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正	配偶者の扶養手当額の引下げ・子どもの扶養手当額の引上げ	子育て文教委員会
保育所条例の一部改正	旧小台橋小学校校舎の小台橋保育園を宮前公園に建設する保育園に一時移転することに伴い住所位置の変更	
保育所保育料に関する条例の一部改正	保育料階層区分D24・25・26を追加新設し、その保育料及び延長保育料を設定する	
特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正	就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い引用条文の条項番号を置き変える。	
介護保険条例の一部改正	介護保険料の改定	福祉区民委員会
精神障害者地域生活支援センター条例障害者福祉会館条例の一部改正	障害者総合支援法及び児童福祉法改正で支援センター及び障害者会館の条例で引用している条項番号を改める。	
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正	関係法の改正で障害者相談支援事業者・利用者は複数の事業者の紹介を求めることが出来る・入院の際に担当職員の氏名を病院に伝えることを義務付ける・サービス計画を主治医に交付するなどの項目を追加。	
指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準を定める条例の制定	介護保険法の改訂に伴い居宅介護支援事業の人員数、管理者の設置や運営等の基準を定める。	
後期高齢者医療に関する条例の一部改正	都内の入院先住所の後期高齢者医療加入から、入院前の住所地へ変更。	
後期高齢者医療広域連合規約の一部変更	後期高齢者医療保険料の軽減のためにH30・31年度も審査支払手数料・安定化基金拠出金・未収金補填額・低所得者保険料減額分を100%負担する。	
公園条例の一部改正	都市公園法施行令に改正で都市公園内の運動施設は100分の50を超えてはならない規定を追加する。	建設環境委員会
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正	建築基準法の改正で引用条文の条項番号を置き変える。	
中高層階住居専用地区建築条例の一部改正	建築基準法の改正で引用条文の条項番号を置き変える。	
荒川区手数料条例の一部改正	建築基準法の改正で引用条文の条項番号を置き変える。	



2月15日から開催する荒川区議会2月会議に、区当局からは上記の案件が提出されます。細かくて、わかりづらいかもしれませんがすみません。



私たち日本共産党区議団からは介護保険料軽減や入学祝い金支給条例等8つの提案もします。

2月会議は審議する案件も多く、予算特別委員会もあり、長丁場で緊張する議会でもあります。準備をしっかり行って、区民要望実現に力を尽くしたいと思います。

最低生活費
いくら必要？

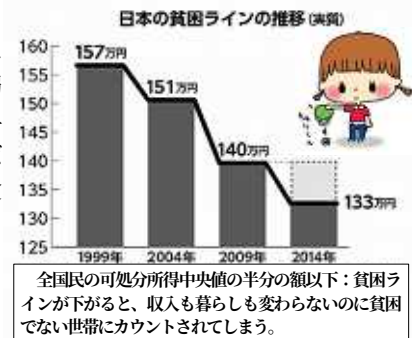
みんなで考えたい！！

生活保護のアパート代は単身で53,700円まで、複数世帯では64,000円までで実額支給。基準内でみつけないばなりません。

それ以外に月の生活費として支給されるのは年齢によって違いますが、70才以上一人暮らしで7万5千円弱です。ここから光熱費・電話代・新聞代・食費・衣料生活雑貨費・町会費・冠婚葬祭費などを出さなければなりません。知合いの70代の女性は、一日の買い物(食料費)は700円と決めていると言います。

政府は新年度から生活費を引き下げようとしています。生活保護基準の引下げは他の施策にも影響します。

〈生活保護基準引き下げで影響を受ける主なもの〉
・介護保険料、利用料の減免
・難病患者への医療費助成
・保育料
・障害福祉サービスの利用者負担上限月額
・国民年金保険料の減免
・就学援助
・特別支援教育就学奨励費
・中国残留邦人への給付
・ハンセン病療養所の入所者家族への給付



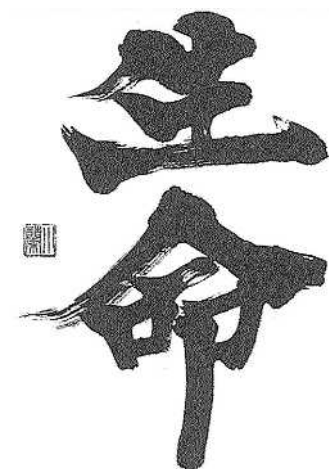
年金も下が

り医療や介護の負担を増え、区民全体に暮らしが大変！！生活保護基準以下で頑張っている方もいます。「生活保護はいいわよ！」とのお声があることは承知しています。

荒川区で暮らす最低生活費はいくら必要なのか、考えてみたいのです。

我慢せず生活保護を使いやすくする対策も必要です。収入が最低生活費未満の人が生活保護を受けている割合(捕捉率)は日本は2割しかいません。最低保障年金の確立や8時間働けば普通に暮らせる賃金の保障もつくらなければなりません。

憲法5条が生かされる社会に！！



書道家：金澤祥子さんの書
(女性のひろばより)

日本共産党志位委員長：予算委員会での発言より

日本の生活保護の捕捉率が低いのは？専門の研究者、支援団体の方々にうかがいますと、共通して「三つの原因」を指摘しておられます。

- ①「スティグマ」といわれる“生活保護は恥だ”という意識や、生活保護に対する「バッシング」から、生活保護を申請することをためらってしまう。
- ②自分が生活保護を利用できることを知らない方が多い。年金があつたらダメ、働いていたらダメ、持ち家があつたらダメなどと誤解している方が多い。これは制度の周知不足が招いていること。
- ③勇気をもって役所の窓口に行っても、間違った説明で追い返される。いわゆる「水際作戦」が依然として横行していること。



生活保護を使いやすくするための緊急提案

- ① 法律の名称を「生活保障法」に変える
- ② 国民の権利であることを明らかにし、制度の広報、周知を義務づける
- ③ 申請権を侵害してはならないことを明記し「水際作戦」を根絶する
- ④ 定期的に捕捉率を調査、公表し、捕捉率の向上に努める

